新旧対照表

○神奈川県立総合療育相談センター条例施行規則

新	旧
第１条～第５条　（略）	第１条～第５条　（略）
（診療科名）	（診療科名等）
第６条　総合療育相談センターにおける診療科名は、小児整形外科、小児リハビリテーション科、小児科及び児童精神科とする。	第６条　総合療育相談センターにおける診療科名は、整形外科、リハビリテーション科、小児科、精神科、内科、泌尿器科、眼科及び耳鼻いんこう科とする。
（削除）	２　総合療育相談センターの床数は、19とする。
	（入所の承認等）
（削除）	第７条　総合療育相談センターに入所しようとする者は、入所申込書（第１号様式）を所長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、条例第３条第１項に規定する障害福祉サービスについては、この限りでない。 ２　所長は、前項の規定により、総合療育相談センターの入所を承認したときは入所承認書（第２号様式）により、その入所を承認しないときはその旨を速やかに申込者に通知しなければならない。 ３　前項の規定により入所の承認の通知を受けた者は、指定された期日までに、次に掲げる書類を所長に提出して、入所しなければならない。 （１）　入所承認書 （２）　保証書（第３号様式） ４　前３項の規定にかかわらず、緊急に入所を必要とする場合は、所長の承認を受けて、総合療育相談センターに入所することができる。この場合において、入所後速やかに保証書を提出しなければならない。
	（入所の承認の取消し）
（削除）	第８条　所長は、前条第２項の規定により入所の承認の通知を受けた者が同条第３項の期日までに入所しないときは、同条第１項の承認を取り消すことができる。
（診断書等の交付等の申請）	（診断書等の交付等の申請）
第７条　総合療育相談センターにおいて、診断書、証明書若しくは死体検案書（以下「診断書等」という。）の交付又は診察券の再交付を受けようとする者は、診断書等交付申請書（第１号様式）又は診察券再交付申請書（第２号様式）により所長に申請しなければならない。	第９条　総合療育相談センターにおいて、診断書、証明書若しくは死体検案書（以下「診断書等」という。）の交付又は診察券の再交付を受けようとする者は、診断書等交付申請書（第４号様式）又は診察券再交付申請書（第５号様式）により所長に申請しなければならない。
第８条～第10条　（略）	第10条～第12条　（略）

新	旧
（要保護者等の使用料及び手数料の減免の承認） 第11条　前２条の規定により使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、使用料（手数料）免除（減額）申請書（第３号様式）に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて所長に提出して、その承認を受けなければならない。 ２　所長は、前項の規定により、使用料又は手数料の減免を承認したときは使用料（手数料）免除（減額）承認書（第４号様式）により、その減免を承認しないときはその旨を速やかに申請者に通知しなければならない。ただし、診断書等の交付又は診察券の再交付をするときは、この限りでない。 第12条・第13条　（略）	（要保護者等の使用料及び手数料の減免の承認） 第13条　前２条の規定により使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、使用料（手数料）免除（減額）申請書（第６号様式）に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて所長に提出して、その承認を受けなければならない。 ２　所長は、前項の規定により、使用料又は手数料の減免を承認したときは使用料（手数料）免除（減額）承認書（第７号様式）により、その減免を承認しないときはその旨を速やかに申請者に通知しなければならない。ただし、診断書等の交付又は診察券の再交付をするときは、この限りでない。 第14条・第15条　（略）

（削除）

第１号様式（第７条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

No.

入　所　申　込　書

年　月　日

神奈川県立総合療育相談センター所長殿

申込者　住　所
郵便番号
氏　名
電　話
入所をしようとする者との関係

次のとおり神奈川県立総合療育相談センターの入所を申し込みます。

入所をしようとする者	住　所	電話
	ふりがな 氏　名	
	生年月日	年　月　日生（　歳　月）
	緊急連絡先	電話

（削除）

第２号様式（第７条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

No.

入　　所　　承　　認　　書

年　　月　　日

様

神奈川県立総合療育相談センター所長印

年　　月　　日付けで申込みがありました　　　　様の神奈川県立総合療育相談センターの入所につきましては、承認しますので、　　年　　月　　日　　時までに、この入所承認書及び別添の保証書を持参の上、入所してください。

なお、やむを得ない事情により当日入所することができない場合又は入所を取りやめる場合は、速やかに神奈川県立総合療育相談センターに御連絡ください。

（削除）

第３号様式（第７条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

保　　　　　証　　　　　書

　　　　年　　月　　日神奈川県立総合療育相談センターへの入所が承認されましたが、入所したときは、諸規程及び入所上の指示を固く守るとともに、医療費等の支払も怠りません。

なお、諸規程及び入所上の指示に違反し、又は医療費等の支払を怠ったときは、退所の命令等の処分を受け、又は損害賠償の請求を受けても異議はありません。

年　　月　　日

神奈川県立総合療育相談センター所長殿

申　込　者　住　　所

氏　　名

入所予定者　氏　　名

入所予定者が神奈川県立総合療育相談センターに入所した上は、極度額　　　　円の範囲内で、申込者と連帯して、医療費等の支払及び入所予定者の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償に係る債務を負担します。

連帯保証人　住　　所

郵便番号

氏　　名　　　　　　　　㊞

年　　月　　日生（　　歳）

電　　話

職　　業

申込者との関係

第~~４~~１号様式（第~~９~~７条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

No.＿＿＿＿＿

診 断 書 等 交 付 申 請 書

年　　月　　日

神奈川県立総合療育相談センター所長殿

申請者　住　所

氏　名

電　話

次のとおり診断書等の交付を申請します。

受診者又は入所者の氏名	
診断書等の名称	
部　　　数	部
使用の目的	

第~~５~~２号様式（第~~９~~７条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

No.＿＿＿＿＿

診 察 券 再 交 付 申 請 書

年　　月　　日

神奈川県立総合療育相談センター所長殿

申請者　住　所

氏　名

電　話

次のとおり診察券の再交付を申請します。

受診者又は入所者の氏名	
申　　請　　理　　由	

第~~6~~３号様式（第~~13~~11条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

No.＿＿＿＿＿

使用料（手数料）免除（減額）申請書

年　　月　　日

神奈川県立総合療育相談センター所長殿

申請者　住　所

氏　名

電　話

次のとおり使用料（手数料）の免除（減額）を申請します。

受診者又は入所者との関係		
受診者又は入所者	住　　所	
	氏　　名	
	~~入所又は受診~~受診又は入　所の年月日	年　　月　　日
免除（減額）申請額		円
申　請　理　由		

第~~７~~４号様式（第~~13~~11条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

No.＿＿＿＿＿

使用料（手数料）免除（減額）承認書

年　　月　　日

様

神奈川県立総合療育相談センター所長㊞

　　　　年　　月　　日付けで申請がありました使用料（手数料）の免除（減額）につきましては、次のとおり免除（減額）します。

受診者又は入所者の氏名	
申　請　免　除（減）額	円
承　　　認　　　額	円